

年末調整の改正点

年末調整は、原則として給与の支払者（会社）に、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した従業員について行います。「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しない場合は、個人において翌年3月ごろまでにご自身で確定申告をして、税額の清算を行ってください。

令和2年度の年末調整の変更点は下記の通りです。

1. 給与所得控除及び基礎控除の改正

1-1 給与所得控除の改正

令和2年分の年末調整から給与所得控除額が変更になりました。

表 1-1. 給与所得控除額

収入金額	給与所得控除額(改正前)	給与所得控除額(改正後)
162.5 万円以下	65 万円	55 万円
162.5 万円超 ～ 180 万円以下	収入金額 × 40%	収入金額 × 40% - 10 万円
180 万円超 ～ 360 万円以下	収入金額 × 30% + 18 万円	収入金額 × 30% + 8 万円
360 万円超 ～ 660 万円以下	収入金額 × 20% + 54 万円	収入金額 × 20% + 44 万円
660 万円超 ～ 850 万円以下	収入金額 × 10% + 120 万円	収入金額 × 10% + 110 万円
850 万円超 ～ 1,000 万円以下		195 万円（上限）
1,000 万円超	220 万円（上限）	

（例）年収が 950 万円の場合の給与所得控除額 (改正前) $950 \text{ 万円} \times 10\% + 120 \text{ 万円} = 215 \text{ 万円}$
(改正後) 195 万円

1-2 基礎控除の改正

基礎控除については納税者本人の合計所得金額に関わらず一律 38 万円でしたが、令和2年分の年末調整から合計所得に対して控除額が決まります。

表 1-2. 基礎控除額

納税者本人の合計所得額	基礎控除額(改正前)	基礎控除額(改正後)
2,400 万円以下	38 万円	48 万円
2,400 万円超 ～ 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 ～ 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円超		0 円

給与所得控除と基礎控除の改正により、前年に対する所得税は表 1-3 のようになります。

表 1-3. 給与所得控除と基礎控除額の対応表

給与収入	前年に対する所得税
850 万円以下	影響なし
850 万円超～2,595 万円以下	増税（小）
2,595 万円超～2,695 万円以下	増税（中）
2,695 万円超	増税（大）

2. 所得金額調整控除の追加

今回の改正により、給与収入が 850 万円を超える方については増税となります。しかし、給与収入が 850 万円を超える方のうち、子ども、または特別障害者を有する人については、前年と同額の負担になるように調整されるようになりました。この調整分の控除が「所得金額調整控除」です。適用を受けるための要件と控除額は以下の通りになります。

【適用要件】

- (i) 本人が特別障害者
- (ii) 同一生計配偶者及び扶養親族が特別障害者
- (iii) 年齢 23 歳未満の扶養親族を有している

【控除額】

$$(\text{給与収入金額}^{\ast 1} - 850 \text{ 万円}) \times 10\% = \text{所得金額調整控除額} \quad \ast \text{上限 15 万円}$$

(例) 給与収入が 950 万円の方の所得金額調整控除額は

$$(950 \text{ 万円} - 850 \text{ 万円}) \times 10\% = \underline{10 \text{ 万円}}$$

3. 寡婦・寡夫控除の見直し、ひとり親控除の追加

令和 2 年度の年末調整より寡婦控除・寡夫控除の条件が変更されました。

【追加内容】

- 特別の寡婦と寡夫控除が廃止され「ひとり親控除」が追加された。
- 「ひとり親控除」の控除額は 35 万円。
- 「寡婦控除」と「ひとり親控除」の適用するために本人の所得制限がある(500 万円以下)

<改正前>

本人が女性

配偶関係	死別		離別	
本人所得	500 万以下	500 万超	500 万以下	500 万超
子	35 万円	27 万円	35 万円	27 万円
子以外	27 万円	27 万円	27 万円	27 万円
無	27 万円	—	—	—

35 万円は特別の寡婦

27 万円は一般の寡婦

本人が男性

配偶関係	死別		離別	
本人所得	500 万以下	500 万超	500 万以下	500 万超
子	27 万円	—	27 万円	—
子以外	—	—	—	—
無	—	—	—	—

27 万円は寡夫控除

<改正後>

本人が女性

配偶関係	死別		離別		未婚のひとり親
本人所得	500 万以下	500 万超	500 万以下	500 万超	500 万以下
子	35 万円	—	35 万円	—	35 万円
子以外	27 万円	—	27 万円	—	—
無	27 万円	—	—	—	—

35 万円はひとり親控除

27 万円は寡婦控除

本人が男性

配偶関係	死別		離別		未婚のひとり親
本人所得	500 万以下	500 万超	500 万以下	500 万超	500 万以下
子	35 万円	—	35 万円	—	35 万円
子以外	—	—	—	—	—
無	—	—	—	—	—

35 万円はひとり親控除

※1 給与収入金額は 1,000 万円が上限